

## 医療的ケア児支援法に基づく医療的ケア児支援センター設置のイメージ図

医療的ケア児支援センター(以下、「センター」という。)にはコーディネーターを配置(人件費を措置)。コーディネーターはセンターに相談があつた事例を関係機関へつなぐことや、各圏域における関係機関での連携のコーディネートを行う。また、医療的ケア児の支援を担う人材を養成する。

センターは、関係機関が連携できる場を設置し、事例や課題について共有を図るとともに困難事例の相談を受け、必要な情報提供及び助言を行う。

